

会 議 録

会議名	令和3年度 第2回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	令和3年8月5日(木) 18:30~20:40
開催場所	オンライン会議
出席者	<p>出席委員 池永文彦、植谷澄子、鹿子嶋仁、天野裕子、岩崎正朔、高尾光一、高木明美、筒井伸博、塚本詩乃、増田美樹、善木瞭、渡辺ななみ</p> <p>欠席委員 関泰子、竹内彩奈</p> <p>事務局 市長公室長 山地幸夫 (市長公室秘書政策課) 課長 窪田徹也、副課長 谷本智子、担当長 宇野大志郎、主任 大川智</p>
議 題	<p>1. 丸亀市自治基本条例の検証について</p> <p>①第4章~第7章の検証について</p> <p>②前文~第3章、第8章~第10章の取組について</p> <p>2. その他</p>
傍聴者	0名
発言者	議事の概要及び発言の要旨
窪田課長	<p>ご案内の時刻がまいりましたので、ただ今から、令和3年度第2回丸亀市自治推進委員会を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>また、本日の会議は、8月に入ってからコロナの感染が急拡大しておりますことから、急きょ、オンラインでの開催に変更させていただきました。委員のみなさまにはご対応いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、本日の資料の確認をいたします。</p> <p style="text-align: center;">＜資料の確認＞</p> <p>それでは、ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により、鹿子嶋会長にお願いいたします。</p>
鹿子嶋会長	<p>コロナと酷暑で大変な時期でありますことから、今回の会議はオンラインでの開催をお願いしました。</p> <p>本日の会議は、委員総数14名の内、12名参加しておりますので、丸亀市附属機関設置条例の規定に基づきまして、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>本日の議題は、「1. 丸亀市自治基本条例の検証について」、「2. その他」です。1点目の条例の検証についてですが、二つに分かれておりまして、一つ目</p>

<p>谷本副課長</p>	<p>は「第4章～第7章の検証について」、二つ目は「前文～第3章、第8章～第10章の取組内容について」です。</p> <p>それでは、最初の「第4章～第7章の検証について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">＜資料1に基づき説明＞</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>本委員会として、最終的に市長に報告書を提出することになりますが、前回の報告書と同じように、現在作成していただいているワークシートは、附属資料のような形で報告書に掲載されるのでしょうか。</p>
<p>谷本副課長</p>	<p>はい。基本的に同じような形にしたいと思っております。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>今の説明だと、委員から、幾つか「改正」というご意見が出ておりますので、この委員会として、「改正すべき」という報告を出すかどうかということを決めなければなりません。ただ、いずれにしても、委員から出されている改正案は、報告書に載ります。</p> <p>また、運用面に関するコメントをかなりいただいております。これについては、委員会として、改善案を提示する必要があるのでしょうか。それとも、単なる問題提起でいいのでしょうか。</p> <p>前回の報告書を見ると、運用に関する問題点の指摘がなされていますが、それに対して必ずしも改善案が書かれているとは限りません。この点につきましては、事務局はどのようにお考えですか。</p>
<p>谷本副課長</p>	<p>改善案までいただければいちばんいいと思います。ただ、その改善方法につきましても、いろいろな意見があって、その中の代表的なものを報告書に掲載するというのも一つの方法かと思えますし、最終的に問題提起だけに終わるものもあるかと思えます。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>今日の段階で報告書に掲載できる形にまとめ上げるのは困難かと思えます。この場で議論していただき、それらも踏まえて、こちらの方で原案を作成して、みなさんに見ていただくという方法がいちばん効果的で効率的なやり方かと思えます。</p> <p>今日の資料に書かれていないご意見もあろうかと思えますので、その部分についても、具体的にみなさんのご意見を拾い上げていきたいと思っております。</p> <p>それでは、資料1の最後の11ページをご覧ください。こちらは、条例第21条「自治推進委員会の設置」に関するものです。これはかなり技術的な部分ですので、ご意見がなければ次に進みます。</p> <p>その前の10ページ。第20条「協働」に関する部分です。ここではかなりご意見をいただいておりますので、検討に時間が必要です。</p>

	<p>9ページをご覧ください。第19条「住民投票」についてです。この部分についても特にご意見はいただいております。これは制度的なものですので、特にこの段階で何かということはないと思います。</p> <p>それでは、第20条に戻ります。意見を見ますと、マルタスの今後の活用に期待されるところが大きいと思われまます。</p> <p>それからもう一つ、どれくらい効果的にマルタスが利用されているか、機能しているか、ということについては、随時検証が必要という意見もあります。これについては、そのとおりだと思いました。</p> <p>例えば、利用者数や、様々な催し物が行われているので、その数など、何か指標を置いて、そのうえで、利用者アンケートを実施するということになるのかもしれませんが、どのような効果をもたらしているかという具体的な検証を行うための材料を集めなければならないと思います。</p> <p>そのほか、気になったのが、「その他」として書かれているご意見で、「市の部門によってはレスポンスがとぎれることもあって、活動が十分に進まない事例が年間何度か発生している。協働を推進するにあたり、連携をより密にして、市民の自発的な活動を支援することが必要。」というご意見です。このご意見を出していただいた委員の方がおいででしたら、具体的な状況などをお話いただければと思います。</p>
岩崎委員	<p>市とのやり取りの中で問題提起がなされ、課題解決に向けて、市の方にボールを投げかけても返ってこないことがあります。何度かやり取りを行っているうちに消滅してしまったり、こちらもあきらめたりすることがあります。そういう事例が最近ありましたので、やり始めたら、行政側も、市民が行っている活動に丁寧に対応していただきたいというものです。</p>
鹿子嶋会長	<p>これは、協働という領域で、何か話を進めようとしてうまくいかなかったということでしょうか。</p>
岩崎委員	<p>市民生活の中でいろいろな課題が出てきたときに、私たちコミュニティだけでは解決できないこともあります。その場合、行政の力を借りようとするのですが、途中で返事が返ってこなくなることがあります。</p> <p>数か月に1回くらい、大きな課題が出てきますので、そのようなときには、市にもう少し踏み込んでいただきたいという気持ちはあります。</p>
鹿子嶋会長	<p>ありがとうございます。そのほか、20条関係でご意見があればお願いします。</p>
塚本委員	<p>先ほど会長がおっしゃった、マルタスの目標や指標についてですが、利用者数や実施状況だけだと、市民の憩いの場としてのにぎわいという部分での目標数値になる可能性もあるので、実際に市民活動がどれだけ推進されたのかということが明確になる指標を設けていただきたいと思っています。</p>

鹿子嶋会長	<p>単なる利用というよりも、例えば会議室でNPOの方がどれくらい会議を開いたか、というような、市民活動と直結するような利用に関する指標も必要ということですか。</p>
塚本委員	<p>はい。</p>
鹿子嶋会長	<p>おっしゃるように、単なる利用者数だけだと、何をやっているか、どういう効果があるかということが見えてきません。これに関する指標としましては、ご指摘があったとおり、市民活動とつながるような利用になっているかどうかを判断できる指標、数値を出していただく必要があろうかと思えます。</p> <p>「運用」の4つ目に書かれている、アンケート結果に関するご意見についてです。確かに、「協働」という行為のイメージが浮かびにくい。質問内容が、「丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思えますか」というものだったと思えます。「分からない」が50%くらい。前回のアンケートでも、やはり50%程度。おそらく同じ質問をすれば、毎回ずっと同じような結果になると思えます。半分の方が「分からない」と答えるような設問は、そもそも設問としていかなものかと思えます。</p> <p>「協働」が何か分からないから、「協働によるまちづくりが進んでいるか」と聞かれても分からないし、何と比べて進んでいるといえいいかも分からないので、私も答えようがありません。</p> <p>同じ協働でも、「ボランティアやまちづくり活動に参加したことがありますか」という質問に対して、約3割の方が「参加したいと思わない」という回答だったと思えます。この割合は、大体どこの市でも同じくらいで、多いときには35%くらいようです。ただ、これも「まちづくり」といわれても、例えば、家庭ごみの処理は市の業務ですが、市民は分別して協力しているので、これも協働事業といえ協働事業です。ですから、「協働」という言葉を使ってしまうと、何から考えればいいのか分からなくなります。</p> <p>アンケートの設問で、「協働」の例として挙げられているのはコミュニティ活動やボランティアです。これだったら、「時間がないからやらない」という方が3割いてもおかしくない。ただ、そう答えた方がまちづくりを何もやっていないか、ごみの仕分けもやっていないかといえ、そんなことはないと思えます。</p> <p>協働とは一体何か、というイメージの部分から設問を考え直していただきたいと思えます。</p>
天野委員	<p>マルタスには指定管理者制度が導入されています。どのように使用されているか、という報告はあるのでしょうか。カフェの収支や、利用者の数など、使用実態が即座に分かるのでしょうか。</p> <p>今ではマルタスが前面に出て協働が進められていますが、実際のところはちょっと違うのではないかという気がしています。</p>

鹿子嶋会長	<p>有効活用に関する指標を市民に提示していただきたいという意見がありました。そういった指標を市が主体で集めるのか、それとも指定管理者制度のもとで動いているので、市と指定管理者が相談して、指標に関する数字の収集が行われるのか、そのあたりの仕組みが決まっていればお願いします。</p>
谷本副課長	<p>直接の担当ではないので十分なお答えはできませんが、今はまず、市民の方にマルタスに来ていただくことを第一に考えている段階ですので、年間の目標来館者数 70 万人というのを指標の一つとして挙げております。</p> <p>しかし、それだけではなく、先ほど塚本委員がおっしゃっていましたように、最終的には、マルタスが拠点となって、市民活動がより活発になることを目指しております。そのため、今は、マルタスに来てもらうことがいちばんだけれども、次の目標として、市民活動をもっと紹介するなど、そういった運用に持っていきたいということは、指定管理者も含めて、定期的に協議していると聞いております。</p>
鹿子嶋会長	<p>会議室の利用で、どこの団体が予約して、どれくらい使っているかというのは、データとしてはそれほど待たなくてもすぐに出るかと思います。</p> <p>それから、今ご質問があったのは、財政的な状況に関して、情報公開がどれくらいされるかということだったかと思いますが、その点はいかがでしょう。</p>
谷本副課長	<p>すみません。十分把握できておりません。</p>
天野委員	<p>市議会での、ある議員さんの質問への回答としては、全部オープンにはしていただけないということでした。現在の家賃などもオープンにしていないのでしょうか。その辺りのことを、市民としてはもっと明らかにしていただきたいということです。</p>
鹿子嶋会長	<p>個別事案になりますが、重要なご指摘だと思います。かなりの公費を使って施設を設けたわけですから、市民としては、それに関する情報公開をできるだけ透明化していただきたいというのは分かります。</p>
窪田課長	<p>マルタスにご興味を持っていただきありがとうございます。確かに、情報として、いろいろな数字を含めた開示を求められる気持ちはよく分かります。実際の運用に指定管理者制度を導入しているので、指定管理者から、利用人数などの報告や収支状況報告などが行われることになるかと認識しております。</p> <p>私どもは直接の担当ではありませんので、どういった数字が報告されるのか、また、先ほど天野委員がおっしゃったような、開示情報として扱えるものとそうでないもののさび分けがどのようにされているのか、ということについて、ご説明できるだけの情報をまだ持ち合わせておりません。</p>

	<p>指標については、自治基本条例として設定することは難しいと思いますので、それぞれの計画、総合計画や協働実行計画の中で必要な目標、指標を置いていくようになると思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>運営主体の法人情報にふれるので、微妙なところがあるというのは分かりますが、市民側からすると、可能な限り透明化を図っていただき、情報開示をできるだけ進めていただきたいと思います。</p>
塚本委員	<p>条文の中に、「市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。」とあります。この部分をはずれると、全然違う方向に行ってしまうと思うので、運用については、その点を押さえていただきたいと思いますというのが願いです。</p>
鹿子嶋会長	<p>確かに、マルタスの機能として、市民活動をサポートする、といったことがうたわれていたように記憶していますので、その部分が、塚本委員がおっしゃったことと関係してくると思います。具体的なサポートがどのように行われたかということについて、できるだけ市民が知ることができればいいと思います。</p>
高木副会長	<p>塚本委員もおっしゃっていたように、マルタスに関して、市民活動の推進という点についての評価がかなり難しく、どのような指標が適切か、というのはあると思います。</p> <p>確かに、市民交流や憩い、にぎわいという部分においては、学生が大勢勉強に訪れ、目に見えて効果が上がっていると思います。しかし、当初、市民交流活動センターに私たちが期待していたことや、ワークショップなどで明らかになった市民のニーズと、現状とを比較することも必要かと思います。</p> <p>また、実際に開館してみてもマルタスの良さや、開館前には想定していなかったことで、何か、市民ニーズとのギャップを補う部分があるのだったら、それに注目するという目線も必要かと思います。</p> <p>もう一つ、今日の資料にはありませんが、以前、「印刷作業用の部屋が狭くて、作業できるスペースがないけれど、そのニーズはありませんか」という質問をしたところ、「必要があれば、館内の別のスペースを利用していただくよう対応しています」という返答でした。私は当初、作業スペースや、市民団体がミーティングをしているというのが外から見て分かるようなスペースができると思っていました。しかし、実際は、カフェにくつろぎに来た人や本を読んでいる人たちと、市民活動をするために集まっている人たちとの区別がつきにくい。マルタスを外から見て、市民活動の推進の場としてのイメージがわきにくいという状況もあるのではないかと考えています。</p> <p>今のマルタスで改善することが難しければ、どこかほかの場所で、という考えが市にあるのでしょうか。にぎわいや交流ではない、市民活動の推進の部分をどう評価して、改善していくかということが課題だと思います。</p>

鹿子嶋会長	<p>マルタスの利用に関しては、この委員会としても別途個別の案件として確認しなければならないと思いますので、今後どのような取り扱いにするか考えさせていただきます。</p> <p>今回は自治基本条例についてであり、マルタスの利用に踏み込むときりがないように思いますので、この話題はここまでにしたいと思います。</p> <p>次に第18条の「審議会等の運営」についてです。これに関しては特にご意見は出されておらず、全員の方が「現状維持」ということでした。</p> <p>この項目でよく議論されることの一つは、公募委員制度についてです。ほかの自治体でも、公募委員をどう扱うかということが話題になります。市民参加を促進するために公募委員を増やした方がいいというのは共通して聞かれる話です。</p> <p>中には、条例か要綱かで、原則3割、中には5割というところもありますが、3割くらいは公募委員にしなければならないというルールを定めているところもあります。</p> <p>丸亀市の場合は、特に公募委員が全体の何割でなければならないと定められていますか。おそらく実数としては、審議会条例に基づいて設置される審議会の公募委員の数というのは1割くらいではないですか。</p>
谷本副課長	<p>審議会の公募委員の数につきましては、丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例、それから同施行規則というものを設けておきまして、委員総数に対しまして原則、何人以上を公募委員にしなければならないという定数を定めております。10人以下でしたら1人以上、11人から20人までが2人以上、21人以上でしたら3人以上、ということをお原則として設けております。</p>
鹿子嶋会長	<p>今の割合でいくと、1割を超えるくらい、2割には達していないと思います。全国的な割合と比較すると、若干、低いのではないかと懸念があります。3割とか5割とかをルールで決めている自治体があるということを考えると、もう少し公募委員の数を増やすことができるところは増やす努力をしてもいいのではないかと、個人的には思っています。</p> <p>審議会によっては専門的な議論になるので、公募委員にはなじまないものもあるかもしれませんが、例えばこの自治推進委員会についていえば、かなりの数が公募委員でもそれほど困らないような気がします。そのため、審議会の性質によっては、公募委員の数を増やすような取組をしてもいいのではないかと思います。</p> <p>中にはおもしろい自治体があつて、無作為抽出により、「あなたが公募委員をやってください」と市から通知を送ります。そして、同意してくれた方は名簿順に公募委員が自動的に回ってきます。このように、裁判員制度みたいな方法を取っているところもあります。</p> <p>要は、多くの方に審議会に参加していただく方が市政への理解が深まるのだしたら参加してもらおうということだと思います。そこまでの制度を設けることについてはどうか、と現場は思うかもしれませんが。実際、本市の状況を見ている</p>

<p>善木委員</p>	<p>と、公募委員の割合が少し低いという印象を持ちました。</p> <p>18条の運営に関してほかにご意見がなければ、次に進みます。7ページの第17条「政策形成及び実施過程への参画」についてです。これにはかなりのご意見をいただいております。</p> <p>「運用」に関する4番目のご意見についてです。「概要提供」に関しては、「概要」が提供されていない案件が1件ありましたので、そのことに関してかと思うのですが、このコメントを書かれた方がおいででしたら説明をお願いします。</p> <p>私自身、「概要」を直接見たわけではないのですが、資料の中に、概要の提供がされたものとされていないものがあつたので、提供されていない理由を尋ねたところ、「概要を提供するかしないか、案件によって判断している」という回答でした。概要提供の必要性を、ここの課の方は理解しているが、ほかの課の方は理解できていないという差があつて、うまくつないでいくことができていないということを感じました。ちゃんとした根拠があつて概要提供していないということであれば、そういった根拠についても市民に伝えられるような体制が必要ではないかと感じました。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>原則的に、概要はつけることになっていると思いますが、事案によっては概要をつける必要がないと担当課が考えて省いたということなのかもしれません。ただ、その場合でも、省いた理由は示す必要があるかと思ひます。</p> <p>そのほか、パブリック・コメントに関してありませんか。</p>
<p>岩崎委員</p>	<p>私はコミュニティセンターで仕事をしていますが、市がどうひうパブリック・コメントを求めているか、あまり見えてきません。資料を置いているだけです。何か、表示の仕方を工夫すれば、もっと市民のいろいろな意見が聴けるのではないかと思ひます。私は、広く意見を聴くのにパブリック・コメントはいい方法だと思ひているので、各コミュニティセンターで、もう少し分かりやすい表示の工夫をしてはどうかと思ひます。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>確かに、パブリック・コメントは低調ではありますが、事案によってはそこそこの数のご意見をいただくこともあります。ただ、逆に意見「ゼロ」というケースもかなりあります。せつかくこういう仕組みがあるので、何とか活性化したいということは、みなさんお考えになることかと思ひます。</p> <p>私は善通寺市の自治基本条例の策定に参加させていただいて、見直しが数年後にありました。そのときに、「パブリック・コメントが全然出てこない。これは何か制度的な問題があるのではないか」となり、その時もいろいろ提案しました。もう10年以上も前です。</p> <p>その時にいちばんに思つたのは、意見の募集期間が短いということです。国の意見公募手続の場合は、1か月はとつていますが、善通寺市の場合は、それより短かつたので、少なくとも1か月はとるように提言しました。</p>

そのほかに提案したのは、1回だけでなく、まず、途中の案の段階で1回出して、出てきたご意見に関しては、市の考えは示さずに、出された意見をそのままお示しする。そして、2回目において、市の意見なども示す。2回か3回、手間はかかりますが、こういう方法でやってはどうかという提案も行いました。

善通寺市では、さすがに期間だけは30日になりました。丸亀市も1か月間、募集しています。

期間についてよく聞かれる意見は、1か月である必要はないのではないか、というものです。例えば、年度当初にある程度、その年に行うパブリック・コメントが決まっているのだったら、何か月かけてもいいのではないかと。また、先ほど言ったように、必ずしも1回でパブリック・コメントの結論まで至る必要はないので、段階的に意見募集を重ねていけば、別に1か月でやる必要はないのではないかと、などいろいろあると思います。

改善できることは、考えれば考えられないわけではありませんが、正直いうと、劇的な改善にはならないと思います。いくつかの案件においては、結構な方が関心を持たれて、ご意見を出されているということですから、それはそれで意味があるのかと思います。

この条例も、市民の声を拾うのを、パブリック・コメントだけでやれといっているわけではありません。パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催など、適当な方法で実施する、となっているので、あまりパブリック・コメントに力を注がなくてもいいのではないかと気がします。

丸亀市の場合は、以前に出した提言に即して改善していただいております。その年度で実施されるパブリック・コメントが分かっている場合は、年度の早い時期に年間計画を一覧で出してもらっています。その点は、委員会の提言に対して真摯に対応していただいておりますが、ありがたいのですが、少し気になるのが、パブリック・コメントの時期が11月以降に集中しているということです。11月だけで、計画が6つ、7つもあるので、もう少し時期をずらせないものかという気はします。

ほかにご意見もなければ、6ページをご覧ください。第15条と第16条についてです。まず、15条は「個人情報の保護」のことで、基本的には個人情報保護条例という仕組みに基づいて行われているものです。

「その他」としてご意見を一ついただいております。障がい者支援の活動を、社会福祉協議会やコミュニティの方が連携してやろうとしたときに、障がい者の方の個人情報に当たる、ということで、必要な情報を提供してもらえなかったということだと思います。このご意見を書かれた方、ご説明いただければと思います。

岩崎委員

障がい児のいるお母さんの家庭ですが、回りから見ても非常に困りの様子でした。そのため、社会福祉協議会の力も借りながら、今の状況を具体的に教えてもらうために市の方に話を持ち込みましたが、個人情報保護にふれるということで、何も教えてもらえませんでした。

しかし、こういう大事なときには、内部で相談してもらって、ある程度の情報

	<p>については出すべきだと思います。例えば、私は防災に関することをやっていますから、災害救助に際して、個人情報と命とどちらが大事ですか、ということになります。</p> <p>このケースも、重度の障がい児を持つお母さん一人が苦勞されていたので、何とかしてあげたい気持ちでしたが、そういう大きな壁にぶつかって、行政からはそれ以上詮索しないでほしいという雰囲気を感じました。結局そのままになって、回りから見ていただけ、何も手が出せない状態になって、とてもはがゆい思いをしました。</p>
鹿子嶋会長	<p>災害弱者の話とよく似ています。災害弱者がどこにいるか、ということをして社会福祉協議会やコミュニティの方が把握していて、いざというときに救助を行う。もちろん、障がいというものはかなりセンシティブで慎重な扱いが必要な個人情報であることは間違いありません。ただ、おそらく、丸亀市の個人情報保護条例では、個人情報の外部提供とか第三者提供とかを考える場合、もちろん原則、してはならないのですが、例外があります。</p> <p>一つは本人の同意がある場合。それから、あと幾つか理由として挙げられているのが、例えば審議会等で必要と認められた場合などで、これは個人情報保護審議会などで審議してもらおうという手続をとれば、ということです。基本はやはり本人の同意です。</p> <p>例えば、災害弱者の場合は、本人の同意をとって、情報を回りの方が把握するということが普通に行われているはずですが、障がい者に関して、何か同じような手続で対応できないもののでしょうか。その辺のことは詳しく分かりませんが、少なくとも審議会で検討してもらってもいい案件ではないかと思います。</p> <p>事務局の方、何か情報はありますか。</p>
谷本副課長	<p>丸亀市では、「避難行動要支援者」の名簿を作成しており、その名簿の平常時開示の同意率を上げていこうとしております。しかし、実際には、同意率を上げることは難しい状況のようです。</p> <p>それ以上の活動については、十分把握できておりません。</p>
鹿子嶋会長	<p>今言われたのは災害時の話だと思いますが、同じような形で、生活支援の活動に情報提供できないかということが岩崎委員のコメントだと思います。</p>
岩崎委員	<p>補足させていただきますと、要支援者につきましては、行政側と毎年チェックして、お互いにどういう支援をするかという共通認識を持つようにしており、それに関してはうまくいっています。この家族は、その名簿に載っていません。そのうえ、民生児童委員の見守りの対象からはずれているという、非常に特殊なケースの家庭です。実際、地域に何ができるか分かりませんが、地域が社協と力を合わせて支援をしようとして、もっと踏み込んだ情報として、市がどういう支援をしているのか聞きたかったのですが、「個人情報の関係で言えない」という</p>

	<p>ことだったので、そこから前に進んでいけないという事例です。</p>
鹿子嶋会長	<p>事情が複雑な部分もありそうですので、市の方としても詳しい内容について検討していただく必要があらうかと思えます。今の段階で結論は出せませんが、要望として挙げておきたいと思えます。</p>
植谷委員	<p>岩崎委員がおっしゃられたような事例は特別ではなく、各自治体や地域でも、見えないところでよくある事例だと思います。特に子どもの貧困の問題など、障がい者と認定されていないなくても、働けない方で子育てをされているお母さん、お父さんの事例も数多く挙げられています。</p> <p>その中で、実際に具体的に制度を運用するということになると、地域の方が手を出せなくて、生活において支援が必要なのに手が届かないという方がたくさんおられると思えます。私の住んでいる地域においても具体的な事例がよく聞こえてきます。</p> <p>個人情報保護条例の第7条第2項には、「個人情報の収集の方法及び制限」ということに関して、本人以外からの個人情報の収集が可能となる場合が規定されています。この場合に、どういうふうに情報を収集するのか、具体的な運用の方法が必要だと思います。困っていらっしゃる方を目の前にして、地域で活動されている方がやきもきするという状況を改善できるように、条例の運用ができればいいと思えます。</p>
鹿子嶋会長	<p>情報の取得と第三者・外部提供に関しましては、本人の同意を得るとというのが制度の基本にはありますが、個人の利益、生命や財産などの重要な利益を守るために例外的な取り扱いも認められています。このケースがそういう場合に該当する可能性は高いように思えますので、これは検討していただきたいと思えます。</p> <p>ほか、15条についてありませんか。</p> <p>それでは第16条に移ります。「市民参画及び協働」についてです。二つ目のご意見は、マルタス関係ですので、マルタスのところでまとめて掲載してもいいかと思えます。</p> <p>最初のご意見は、市民参画に関するアンケート結果に基づいたものです。まちづくり活動に「参加したいと思わない」が約30%。市民参画の取組として新たな策は何かないだろうか、というものです。</p> <p>「参加したことはないが、今後参加してみたい」という方がかなりの割合でおいでます。参加するために必要なことを聞きますと、「時間」や「参加するきっかけ」の回答が多くなっています。かなりの数の方が興味を持ちながらも、なかなか参加できない状況にあるという現実を見ますと、ここは何とかできないものかと思えます。おそらくこれは、何回アンケートを取っても、今のままだと同じような割合で出てくる結果かと思えます。</p> <p>何か解決策はありませんか。</p> <p>個人的に、少し飛躍しすぎた提案かもしれませんが、茨城県のある市が、平成</p>

	<p>25年から地域ポイント制というのを始めました。市民活動に参加すると、ポイントが貯まっていくというものです。1年間くらい実証実験を行って、その後、正式に実施し、それから7、8年くらいになります。</p> <p>単発のうまくいかない取組だったら、なくなっていると思いますが、この地域ポイント制というのは、はやっているといえば、はやっています。大体、市単位で実施しているところが多いですが、都道府県単位で実施しているところも4県から5県くらいあります。もう少し増えているかもしれません。</p> <p>簡単にいうと、市民活動やボランティアなど、また、市が主催する講演会や防災訓練など何でもいいです。市民活動に参加したらポイントがICカードに貯まっていく。その貯まったポイントを何に使うかということですが、地域の特産物と交換できる。あるいは、NPO活動に寄附できるなど。要は、企業がやっているポイントカードと違って、還元できるものには公益性があります。地産池消に役立つとか、公益活動・NPO活動とか。一種、クラウドファンディングに近いような気もします。</p> <p>それくらい思い切ったことをやらないと、市民の行動について、それほど大きな変化は起こらないと思います。ただ、現状維持でいいのではないかと、いうのも一つのご意見だと思います。これ以上、関心を持つ人を増やさなくても、今の状態である程度の割合の方には活動していただいているのだから、これくらいの方が参加していればいいじゃないかと、少なくともこれよりも下がることがないようにすればいいのではないかと、いうのも一つのご意見だと思います。</p> <p>ただ、もし、もう少し活性化したい、思い切ったことをやってみてもいいかな、ということであれば、ポイント制度というのはあらゆる面で市民活動が促進されますので、やってみる価値はあるのではないかと思います。</p> <p>以前、ここの委員会で、「インセンティブを与えないと、なかなか参加してもらえないのではないかと」というご意見が出ていたような気がするのですが、どうでしょうか。私もそのとき、地域ポイント制のことがちらっと頭をかすめまして、そういうことも一つの方法として考えられるのではないかと思います。</p> <p>何かご意見があればお願いします。</p> <p>今回のアンケート調査をするときに、「少しでも多くの結果を集めるためには、何か配ればいいのか」という発言をしたかと思います。</p> <p>地域ポイント制のことはよく知らなかったのですが、今検索してみますと、多くの自治体で運用されているようです。こういう地域づくり、具体的にはボランティアに参加してみようとか、ごみを集めようとか、自治体単位でもそういうイベントを打ち出しやすいのかなと、直感的に思いました。コミュニティ単位でも活用して、ボランティアだけでなく、「健康ウォーク」のようなイベントに参加するとポイントがつくなど、そういうことで地域に還元できるというのは、若い方が取り組みやすいように思いました。</p> <p>今おっしゃっていただいたように、いろいろな年代にそれぞれ特徴がありま</p>
植谷委員	
鹿子嶋会長	

<p>塚本委員</p>	<p>す。高齢の方だと、健康教室に参加するとポイントがつくし、環境問題に関する取組でも、アンケートに答えるだけでもポイントがつきます。このやり方のいいところは、様々な市民活動を包括的に底上げできるという点です。うまくいくかどうか分かりませんが。</p> <p>ただ、そこそこ広がりを見せていますから、ある程度ノウハウもたまってますし、先進自治体の取組を参考にすればいいと思います。やってみる価値はありそうだと個人的には思います。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>私も地域ポイント制について検索してみたのですが、地域ポイント制度の導入や継続の鍵は、「自治体の負担がない仕組みづくり」と書かれています。そういう部分、結局は継続をどうするのかという問題になってくると思うので、その辺りのこともクリアになるのだったら、こういうことでぜひ活性化してほしいと思いました。</p> <p>ただ、やってみたけれどもよく分からないまま終わってしまったということになるととても残念なので、先を見越して、本当に継続してやっていける見通しが立てば、積極的にやってほしいですし、そのリーダーシップみたいな部分をマルチに担っていただけたらすごくいいなと思いました。</p>
<p>鹿子嶋委員</p>	<p>確かに初期投資は必要です。今はコロナ対策に予算を割かれているので、なかなか難しいかもしれませんが、落ち着いてきたら、検討できるかもしれません。</p> <p>ほかに16条に関してご意見はありませんか。</p> <p>なければ、5ページ、第14条、「情報の公開及び共有」についてです。これにはかなりのご意見をいただいております。</p> <p>最初に改正案があります。「迅速に」という言葉を入れてはどうかというご意見です。私も、入れてもおかしくないと思います。</p> <p>ただ、運用でカバーできる部分はそうすればいいと思います。わざわざ大鉦を振って条例を変える必要はないと思います。</p> <p>条例を変えなければいけないというのは、ほかの法制度や条例との不備・齟齬が見られるとか、法改正があっっておかしな条文になってしまったとかいう場合が一つ。それからもう一つは、この仕組みがないと、運用では全く対応できない、あるいは、この仕組みがあるがために、もうどうしようもない。この場合は、改正しないといけません。ですが、そこまでの必要性がない場合は、改正まで時間をかけてやる必要はないと思います。</p> <p>情報の公開に関して、「迅速に」という言葉を入れることについては、私は反対ではありません。実際にいろいろな自治基本条例を見てみると、入っている条例も結構あると思います。ただ、今、「迅速に」という言葉が入っていないから、具体的に丸亀市の情報公開で困った事案が起こっているのか、というと、私はそれはいいのではないかと考えています。</p> <p>情報公開に関しては、期間が定められています。請求があってから、基本、14</p>

	<p>日以内、60日間延長可能というふうに、どれくらいの迅速さか、ということは条例で決まっています。</p> <p>ただ、難しい点もあり、情報公開は早ければいいというものでもありません。公開した情報に他人の知られたくない情報が入っていた、という場合もありますから、公開する前に、2週間、おこななければいけません。2週間というのは、利害関係者がこの情報公開を阻止する裁判を起こす手続を行うための期間です。情報公開に関しては、慎重な取り扱いが必要で、単に早いということが正義ではありません。例えば、高松市だと、「迅速に」という言葉を使わずに、適切な時期にという意味で、「適時に」という言葉を使っていると思います。</p> <p>丸亀市に関して、情報公開が遅延して困っているということがあれば別ですが、なければ無理に入れ込む必要はないと思います。ご意見があればお願いします。</p> <p>改正に関してご意見をいただいていますから、これは先ほど言いましたとおり、報告書の中にはそのまま載せますが、問題は、この委員会としてどうまとめるのかということです。</p> <p>「迅速に」という文言を入れなければならないというご意見の方は挙手して、ご発言いただけますか。</p> <p>(挙手なし)</p>
植谷委員	<p>情報公開は速ければいいというものではなく、情報の提供が間違いないように、誰もが傷つかないように、ということがとても大事だと思います。時代の流れにそって改正すべきところはないかという点において、SNSなどの発信の方が速くて、市の公表の方が遅れるということがあるかもしれないと思い、「迅速に」という言葉の追加を提案しました。しかし、条文にある「積極的に」の中で読むこともできますので、会長がおっしゃるとおり、特に入れなくてもいいと思います。</p>
鹿子嶋委員	<p>第14条第1項はどこにポイントがあるかといいますと、ご指摘をいただいた、「積極的に公開する」というところです。第2項に書いてある情報公開条例は、消極的な公開です。市民の側から見せてくれと言われて初めて見せるものですが、第14条第1項というのは、そういう請求がなくても、行政の方から積極的に市民に情報を公開しようという、そういうことがポイントです。</p> <p>ただ、このときに重要なのは、持っている情報をやみくもに出せばいいというものではないということです。行政はとんでもない量の情報を持っていますから、情報の海に水没してしまいます。行政として重要なのは、市民にとって何が重要な情報か、市民はどのような情報を必要としているのか、ということをもとに考えて、必要な情報を正確なものとして、きちんと提供しなければなりません。</p> <p>行政が持っている情報でも、収集したすぐの情報はまだ荒削りです。それに伴って意思決定をしていきますが、最終的な意思決定に至るまでの途中の情報を出</p>

	<p>されても、市民としては困ります。どうなるか分からない中間情報、未成熟情報を出されて、市民が右往左往するようなことがあってはなりません。ですから、行政としては、市民に対して正確な情報をきちんと提供することが必要です。速ければいいというものではありません。持っている情報すべてを出せばいいというものでもありません。逆に市民は困ります。</p> <p>ほかに出されているご意見は、「なるほど、ごもつとも」だと思いながら読ませていただきました。</p> <p>広報紙に関しましては、目次がないのでしょうか。目次がなければ見にくいですかね。</p> <p>ホームページの「市民の意見」に関しては、知りたい情報にすぐにたどり着けないというご意見です。また、ご指摘にあるとおり、「意見分析報告」というのが平成 28 年度版までで終わっています。3 年単位くらいで更新しているのなら、そろそろ新しいものが出てもおかしくないと思うのですが。これは中止したのか、あるいは、作業が遅れているのかどちらなのでしょう。</p>
窪田課長	<p>市の方の状況ですが、市民の意見について、一定の方向性を見ようということでも分析したものがこの項目です。それぞれの意見の方向性を年度ごとに追ってみて、その状況をお知らせしている資料として、現在公開しております。平成 29 年度以降についての情報ですが、担当課としましては、平成 28 年度までの結果から一定の方向性は確認できたということで、そのような状況の中でその続きをどうするかというところでは、現在のところは、こういった方向性で市民の方から意見が出ていますという点についてはお知らせできておりますので、一旦止まっているように聞いています。</p> <p>このような中で、またみなさんから更新してほしいというご要望でありましたら、担当課に伝えていこうと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>庁内においては、市民の意見はデータベース化されていると理解してよろしいでしょうか。そうすれば、ここの運用に関して出されているご意見についてですが、外部の市民からも容易に検索できる、データベースなどの仕組みを構築するにはさほど問題はないという気がします。分かれば教えていただけますか。</p>
窪田課長	<p>市民の意見のデータベース化についてですが、担当課のレベルで、意見の整理といった観点から、分野ごと、地区ごとなどで情報整理をしております。少し気になるのが、会長がおっしゃっているレベルに達しているかどうかということです。</p>
鹿子嶋会長	<p>外からデータベースを検索できるのですか。</p>
窪田課長	<p>記憶の範囲にはなりますが、一定の年代や地区ごとに、市民の意見を分類したものをホームページにも掲載していたかと思います。</p>

鹿子嶋会長	それはデータベースではなく、PDFのファイルですよ。
窪田課長	先ほど会長がおっしゃったような、分析までできるものが備えられているかとなると、十分ではないと思います。
鹿子嶋会長	<p>このご意見を書かれた方は、一つのテーマに関してどのような意見が出ているのか知りたいということがあったのかと思いました。確かにそういったニーズはあるのかなと思います。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>ホームページに関しましては、丸亀市はかなり努力されていて、より見やすいホームページになっていると思います。ただ、アンケート結果を見ると、「どこから市の情報を得ていますか」との質問に対して、「ホームページ」と回答した率は低く、圧倒的に広報紙が多い。数字でいうと、広報紙80%、ホームページ15%くらいです。</p> <p>いわれてみるとそうで、普通、市のホームページは見ません。よほど、何かを申請しなければならないとか、あるいは今回のようにワクチンの接種はどうなっているのか、というような知りたい情報が掲載されていれば、多分見ます。しかし、市のホームページは、エンターテイメントではありませんから、普通は見ないと思います。</p> <p>そのため、知りたい情報に簡単にアクセスできるように改良を加えていただくことはもちろんですが、ホームページを過信しない方がいいと思っています。SNSでほかに利用できるツールとか、そちらに力を入れていただいた方がいいのかなと、個人的には思います。</p> <p>市からの情報発信について、「必要な情報が発信されていない」というご意見がアンケート結果にありました。私がこのアンケートに不満なのは、市からの情報について「必要な情報が発信されていない」を選択した方に、「その必要な情報とは何ですか」と聞いていない点です。それを聞かないと、アンケートとして意味がないのではありませんか。必要としていた情報の中で、得られなかった情報が何かを聞かないと、改善のしようがないのではありませんか。なぜ聞かなかったのでしょうか。その理由を説明していただけますか。</p>
窪田課長	私どもとしましては、市民の方が必要とする情報は、その時々で様々であり、市民の方がどのように思っているか、状況把握のためのアンケートと考えており、状況改善に向けたところというのは、アンケート結果を受けての自治推進委員会での議論などを踏まえて、その改善策などを模索していきたいという思いがありました。
鹿子嶋会長	この委員会で改善策を模索するにしても、必要な情報が何であるかということが分からなければ議論のしようがないわけです。ですから、次回アンケートを行

	<p>う場合には、そういったことを考えてアンケートを取らなければ、手間だけかかって、得られるものが何もない、改善に結びつかないということになるので、アンケートの内容を考えてほしいと思います。</p>
窪田課長	<p>次回からはご相談もしながらアンケートを実施したいと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>今回は時間がなかったので、この委員会でアンケート内容を考える時間が取れませんでした。できれば、次回のアンケートについてはこの委員会で内容を見ていただくようにしてもらいたいと思います。</p> <p>それではほかに14条に関するご意見はありませんか。なければ、4ページの第13条「市民公益活動」に移ります。</p> <p>市民公益活動の見える化については、丸亀市の場合進んできているように思います。この部分についてご意見があればお願いします。</p>
高木副会長	<p>具体的にどのように生かされているか、ということについてですが、私どものNPOで丸亀市子育て相談窓口「あだあじお」というのを行っていますが、広報紙に定期的に載せています。会長がおっしゃっていたように、相談に来られる方が広報紙を見てくださっているというのは、実施している団体としても実感しているところです。紙ベースの効果、広報紙やチラシを見て、というのは結構多いと感じています。</p> <p>また、丸亀市のホームページを見て、というのも結構あります。丸亀市のホームページに載っているのなら信頼できると思って、相談してくる方が多いです。窓口自体のホームページもつくっていますが、そちらの方は、一度、相談窓口を利用してくれた人が活用するという点では有効だと思うのですが、相談窓口への入り口となると、丸亀市のホームページや広報紙はとても有効だと思います。</p> <p>その点では、市には、市民に見える部分で助けていただいていると思っています。</p>
鹿子嶋会長	<p>申し訳ありませんが、時間がかかり過ぎてしまいました。今日、残りのすべてを検証するというのは難しいので、今日は、第13条4ページまでということにして、残りが3ページほどあります。この部分は次回に回そうかと思います。</p> <p>条例の検証に関する二つ目の議題であります、残りの章に関する市の取組内容について説明を簡単をお願いします。</p>
谷本副課長	<p style="text-align: center;">＜資料5に基づき説明＞</p>
鹿子嶋会長	<p>説明していただいた章に関して、みなさんにまた作業をしていただくこととなりますので、その作業に関しても、続けてご説明ください。</p>
谷本副課長	<p>ただいま説明した前文から第3章までと、第8章から第10章までに関しまし</p>

	<p>て、検証ワークシートの様式を改めてお送りしますので、それにご意見を記入していただき、9月3日までに市に提出していただきたいと思っております。</p> <p>また、市民アンケートの結果につきましては、以前、速報をお送りしましたが、正式な報告書を、8月20日ぐらいをめぐりに、市から委員のみなさまに送付しようと思っております。</p> <p>こちらのアンケート結果につきましても、自治推進委員会での検証をお願いしたいと考えております。アンケート用のワークシートの様式もお送りしますので、そちらに記入していただき、同じく9月3日までに、市に提出していただきたいと考えています。よろしく申し上げます。</p>
鹿子嶋会長	<p>はい。今回やっていただいた作業の繰り返しになります。</p> <p>また、次の会議ですが、8月下旬ぐらいを予定していたものの、コロナの関係もあり、第3回会議と第4回会議をまとめて開催したいということが、事務局の意向でしょうか。</p>
谷本副課長	<p>そう思っておりましたが、本日、検証できなかった条文もありますので、改めて会長に相談させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
鹿子嶋会長	<p>はい。よろしく申し上げます。</p> <p>以上ですが、何か、今後のことも含めまして、ご質問やご意見がございましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは本日の会議はこれで終了します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">(会議終了)</p>